

平成23年度の組織改正の概要

【基本的な考え方】

新長期構想の着実な実現に向け、限られた人員を最大限に活用し、新たな行政ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる、簡素で効率的・効果的な組織体制を構築

- 1 並行在来線対策に係る体制強化
 - ・ 企画振興部新幹線・交通対策監室に並行在来線対策課を設置し、並行在来線を経営する第三セクターの設立に向けた諸準備に本格的に取り組む体制を整備
- 2 県立中央病院建替えに向けた体制強化
 - ・ 健康福祉部に県立中央病院建設推進室を設置（建設準備室を改組）し、基本構想の策定、基本設計への着手など、建替えに向けて本格化する業務の執行体制を強化
- 3 里山里海の利用・保全に関する施策の推進体制の整備
 - ・ 環境部に里山創成室を設置し、生物多様性戦略ビジョンをもとに、里山里海の利用・保全に関する施策を強力に推進
 - ・ 関係部局と連携して施策を推進するため、企画振興部、商工労働部、観光交流局、農林水産部、土木部に兼務職員を配置するとともに、地域の実情に応じた施策を円滑に推進するため、農林総合事務所に兼務職員を配置
- 4 看護大学及び県立大学の公立大学法人化
 - ・ 大学を取り巻く環境が厳しい状況にある中、これまで以上に教育、研究及び地域貢献活動を活性化させ、将来にわたって県民の期待に応える大学とするため、看護大学及び県立大学を地方独立行政法人へ移行し、石川県公立大学法人を設立
- 5 資産マネジメント体制の整備
 - ・ 県有財産等の有効活用と処分といった全庁的資産マネジメントを行うため、総務部管財課に資産活用室を設置
- 6 人材育成体制の整備
 - ・ 県民の視点に立った行政サービスの提供に向け、少数精鋭の体制を構築するため、総務部人事課に人材育成グループを設置